

令和5年度青森市スポーツ指導員資格取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市のスポーツ指導員を発掘・育成し、子どもから高齢者、障がいのある方まで誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の充実を図るため、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認のコーチ1及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「日本パラスポーツ協会」という。）公認の初級パラスポーツ指導員の資格取得を目指す市民に対して、当該年度の予算の範囲内で助成金を交付し、もって青森市のスポーツ・レクリエーション活動推進の環境づくりに資することを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 申請時に青森市に在住する者
- (2) 公立又は私立を問わず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の教員ではない者
- (3) 地域のスポーツクラブ等において指導に当たっている者
- (4) 資格検定合格後、日本スポーツ協会若しくは日本パラスポーツ協会に指導者として登録する意思のある者
- (5) 資格取得後、青森市及びスポーツコミッション青森（以下「SC青森」という。）の要請に応じて、青森市及びSC青森が関与するスポーツ振興事業等の指導者や補助員として協力ができる者
- (6) 職業スポーツ従事者でない者

(助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、資格（日本スポーツ協会公認するコーチ1又は日本パラスポーツ協会が公認する初級パラスポーツ指導員の資格をいう。）取得に要する次の表に掲げる経費とし、助成金の額は、同表に定める額とする。

区分	対象経費	助成金の額
コーチ1	共通科目受講料及び専門科目受講料	共通科目及び専門科目を受講した者は33,440円を上限とする。ただし、共通科目が免除され専門科目のみ受講した者にあつては15,400円を上限とし、専門科目が免除され共通科目のみ受講した者にあつては18,040円を上限とする。
初級パラスポーツ指導員	講習会受講に係る資料に要する料金相当額	3,500円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 令和5年度の資格検定試験を受検し、助成金の交付を受けようとする者は、令和5年9月30日までに、令和5年度青森市スポーツ指導員資格取得助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、SC青森会長(以下「会長」という。)に申請しなければならない。

- (1) 受講決定通知書の写しまたはそれに類する書類
- (2) 共通科目や専門科目の受講料領収書の写し
- (3) 競技団体等の推薦書(様式第2号)
- (4) 青森市及びSC青森からの協力要請に対する承諾書(様式第3号)
- (5) 口座振替依頼書
- (6) その他会長が必要とする書類

2 前項の(1)及び(2)の書類について、令和5年9月30日までに提出できない理由がある場合は、令和6年2月29日まで提出期限を延長することができる。

(交付決定通知)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の受給資格があると認定したときは令和5年度青森市スポーツ指導員資格取得助成金交付決定通知書(様式第4号)により、受給資格がないと認定したときは令和5年度青森市スポーツ指導員資格取得助成金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該申請者に対し通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定により助成金交付の決定通知を受けた者は、令和6年3月31日までに受講報告書(様式第6号)及び令和5年度青森市スポーツ指導員資格取得助成金請求書(様式第7号)を添えて、会長に提出しなければならない。

(交付)

第7条 会長は、前条の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(制度の利用回数)

第8条 助成金の交付を受けることができる回数は、一人1回までとする。

(交付決定の取消等)

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部もしくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金があるときは、当該助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第2条に定める要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 指導者として不適当と認められる事実が判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) その他会長が助成金の交付を不適当と認めたとき。

(資格状況)

第10条 合格者に対して送付される合格証の写しや不合格者に対して送付される個人成績票等の写しは、届き次第速やかに会長に提出しなければならない。また、資格の

登録申請を行い、資格が認定された者も、認定証、登録証等の写しを会長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(実施期日等)

この要綱は、令和5年5月22日から実施し、同年4月1日から適用する。